8 災害用トイレの町内会等への貸付け要領【環境局収集計画課】

1 目的

川崎市が所有する災害用トイレ(以下「トイレ」という。)を川崎市内の町内会、自治会及び自主防災組織等(以下「町内会等」という。)へ貸付けし、町内会等が定期的にトイレの組立訓練をすることにより、災害時において迅速にトイレを組立て、適切に使用できることを目的とする。

- 2 貸付け条件
- (1)トイレの貸付け希望がある町内会等は、次の条件を満たしているものとする。

ア市内に存在する組織であること。

イ 市内に備蓄場所を所有していること。

- (2) トイレの貸付け基数は、組織の構成人員100人につき1基とする。
- 3 申込方法

トイレの貸付けを希望する町内会等は、災害用トイレの貸付け申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)により、川崎市長に申し込むものとする。

4 貸付けの決定

川崎市長は、提出された申込書の内容について貸付け条件に基づき審査の上、適合していると判断した場合は、貸付けを決定する。

5 覚書の締結

川崎市長は、貸付けを決定した場合、町内会等代表者との間で、貸付けに関する覚書 (別紙)を締結するものとする。

6 報告の義務

トイレの貸付けを受ける町内会等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げるとおりその内容を川崎市長あてに報告する。

- (1)組立訓練を実施した場合 災害用トイレ組立訓練結果報告書(第2号様式)
- (2)貸付決定していた備蓄場所を変更する場合 災害用トイレ備蓄場所等変更届出書(第 3号様式)
- (3)破損等が発生した場合 文書
- (4)貸付け解除を希望する場合 文書
- 7 損害の負担

備蓄中に生じた破損等の損害については、市の負担とする。ただし、その損害の発生が町内会等の責に帰すべき事由の場合は、町内会等の負担とする。

8 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は市と町内会等で協議する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 「災害用仮設トイレの町内会等への貸付け・備蓄要領」(13川環収第723号、平成13年11月15日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要領の覚書は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

(適用範囲)

4 旧要領において締結された覚書についても、報告の義務は適用するものとする。